

管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容
0320010	地域通貨に関するガイドラインの策定	金融庁事務ガイドライン(金融会社関係、預金取扱い金融機関関係)	「前払式証券の規制に関する法律」等、金融庁所管の法律に関する事務ガイドラインが定められている	C	-	金融庁では、「前払式証券の規制等に関する法律」等、所管する個別の法律の規制に該当するかどうか等の判断の指針として、事務ガイドラインを定めてHP等で公表しているところである。 なお、地域通貨の定義は必ずしも明確ではなく、その発行スキームは、発行主体によって多岐に及び、個別スキーム毎に問題点も様々であることから、具体的な事例に則して検討が必要があり、統一的な基準をガイドラインとして一律に定めることは困難である。	提案者の要望は、地域通貨についてのガイドライン策定を望むものであり、各省が連携して対応できないか、再度検討し回答されたい。			C	-	地域通貨の定義は必ずしも明確ではなく、その発行スキームは、発行主体によって多岐に及び、個別スキーム毎に問題点も様々であることから、具体的な事例に則して検討する必要があり、統一的な基準をガイドラインとして一律に定めることは困難である。	1127	11272010	特定非営利活動法人、青少年地域社21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形で発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証券の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「紙幣類似証券取扱い法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等をとり入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。	NPO法人が歩道(公道)上に有料駐輪場を設置、経営し、その利用時間が一定時間に満たない利用者に、返金の代わりに地域通貨を発行し、地元商店街において使用できるようにすることで、違法駐輪の削減と商店街の活性化を図るもの。
0320020	家賃保険の認可期間の短縮	保険業法第4条・保険業法第123条・保険業法施行規則第83条第3号テ	賃貸住宅の持主に対し、賃料収入等を保障する保険、いわゆる家賃信用保険については、事業活動損害保険の一種として既に届出制に移行されている	E	-	いわゆる家賃信用保険については、事業活動損害保険の一種として既に届出制に移行されている。	右の提案主体からの意見について、検討し回答されたい。	提案事項は、借家人が保険料を支払い、家主である高齢者が保険金を受領する第3者受取の保険商品を想定しているが、この場合も届出制に移行されているのか。 また、第3者受取の保険商品についても、届出制に移行されているのであれば、当該保険商品の開発が促進されるよう、その旨の周知に努めていただきたい。		E	-	そもそも家賃信用保険は賃貸人の賃料収入リスクをカバーするものであるため、ご検討のスキームはこれに該当しない。ご検討のスキームは、金融機関が行っている一般的な債務の保証と考えられるが、仮にこのような債務の保証であれば、特別の届出なく、現在も保険会社を含む金融機関が行っているところである。	1601	16012030	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	高齢者が、持家を定期借家制度を活用して賃貸化する際に、借り主の都合で賃料収入が得られなくなった場合を想定した保険を民間事業者が商品化する場合、金融庁の認可期間を短縮していただきたい。	「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置 「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」とは、高齢者等が安心して住み替えることができるよう情報提供・相談業務等を行い、また、住み替え希望を持つ者又はその物件を登録し、その意向をマッチングすることにより住み替えの円滑化を図り、もって人生のそれぞれの段階に応じた適切な居住環境の確保と地域の活性化に寄与することを目的としたものです。
0320030	「ベンチャー振興投資券発売所(仮称)」開設のための法的措置	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定かつ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両罰規定が設けられている(同法9条1項2号)。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	E	-	不特定かつ多数の者から元本の返還を約し、金銭の借入を保管することを目的とした金銭の受入れではない場合には、出資法2条で禁止された預り金には該当せず、出資法2条とは無関係であるが、要望内容の詳細が不明である。						1471	14712010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	ベンチャー振興のための個人小口投機資金の活用	広く個人投資家の投資を仲介する「ベンチャー振興投資券発売所(仮称)」の開設が可能となるよう法的に措置すること(たとえば、出資法等の制限の適用除外)	参加企業は会計士と連帯で経営内容を報告し、発売所がその報告をもとに当該企業の成功確率・投資リスク(競馬のオッズに相当)を判定公表する。 ベンチャービジネスの目利き家(競馬の予想屋に相当)を養成し、広く情報提供を行い(競馬新聞に相当)、ベンチャー経営に専門知識がない人でも自己責任で投資できるようにする。	